

## 平成29年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について（原則H29.5.1適用）

項目	実施内容	備考
<b>1 建築・設備業界の育成を目指して</b> <b>【抜本的な改正(受注機会の拡大)】</b> (1) 新たな評価の導入と見直し (総合評価落札方式)	<p>(1) 「建築一式、電気及び管工事」で、新たな評価の導入や見直しを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県発注の同種工事の「手持ち工事数」評価を導入する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計金額7,000万円以上の「建築一式工事」                    当初設計金額7,000万円以上の「手持ち工事数」                    【配点】0件：30点、1件以上：0点</li> <li>・ 設計金額4,000万円以上の「電気工事」                    当初設計金額4,000万円以上の「手持ち工事数」                    【配点】0件：20点、1件以上：0点</li> <li>・ 設計金額3,000万円以上の「管工事」                    当初設計金額3,000万円以上の「手持ち工事数」                    【配点】0件：20点、1件以上：0点</li> </ul> </li> <li>※ 「手持ち工事数」は入札公告日における同種の施工中の工事数</li> <li>② 地域精通度（主たる営業所の所在）を県下全域で地区割りし評価する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 対象工事 建築一式工事 設計金額7,000万円以上                    電気工事 設計金額4,000万円以上                    管工事 設計金額3,000万円以上</li> <li>※ 主たる営業所が加点地区内にある【配点：20点】</li> <li>※ 加点地区割り                   <ul style="list-style-type: none"> <li>建築一式工事                        東部&lt;徳島(旧鳴門除く)&gt;、東部&lt;旧鳴門・吉野川&gt;、                        南部&lt;阿南・美波・那賀&gt;、西部&lt;三好・美馬&gt;の4地区</li> <li>電気及び管工事                        県央&lt;徳島・旧鳴門&gt;、県南&lt;阿南・美波・那賀&gt;、                        県西&lt;吉野川・三好・美馬&gt;の3地区</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>③ 企業や配置予定技術者の工事成績を評価しない            「チャレンジ型総合評価」を次の一部工事で新たに試行する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 対象工事 建築一式工事 設計金額3,000万円以上4,000万円未満                    電気工事 設計金額4,000万円以上4,500万円未満                    管工事 設計金額3,000万円以上3,500万円未満</li> </ul> </li> <li>④ 「一抜け方式」を適用する対象エリアを「県下全域」に拡大する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 対象工事 建築一式工事 設計金額7,000万円以上                    電気工事 設計金額4,000万円以上                    管工事 設計金額3,000万円以上</li> <li>※ 入札公告日及び開札日が同日で、入札参加資格要件及び工種が同一の工事</li> </ul> </li> </ul>	<現行> • 同一敷地内

<p>(2) 工事成績評価の配点等の見直し (総合評価落札方式)</p> <p>(3) 機械保有状況の評価対象の見直し(総合評価落札方式)</p> <p>(4) 見積参考資料、工事単価表等の充実</p>	<p>(2) 受注機会の拡大を図る観点から企業や配置予定技術者の「工事成績配点」、「工事成績評価の対象期間」を次のとおり見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施工能力審査型(1億円未満)の「全ての工事」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定技術者の工事成績配点 [15点] へ引き下げ</li> </ul> </li> <li>② 簡易型以上(1億円以上)の「建築一式、電気及び管工事」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業及び配置予定技術者の各工事成績配点 各 [20点] へ引き下げ</li> </ul> </li> <li>③ 「工事成績評価の対象期間」を「全ての工事」で当分の間延伸する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [過去10か年度]と当該年度の入札公告日までを対象とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) バックホウやトラクタショベルは主に土木工事で使用する機械であるため「建築一式工事における機械保有状況」の評価を廃止する。 ※ 土木一式工事においては引き続き評価を実施</p> <p>(4) 建築工事及び設備工事等における見積参考資料の充実に努めるとともに、土木工事設計材料単価に「生コンクリート小型車割増し単価(2t)」を追加する。 ※ 平成29年10月から生コンの単価に追加記載</p>	<p>&lt;現行&gt; ・ 配置予定技術者の工事成績配点 [20点]</p> <p>&lt;現行&gt; ・ 企業及び配置予定技術者の工事成績配点 各 [25点]</p> <p>&lt;現行&gt; ・ 企業 過去5か年度 配置予定技術者 過去8か年度</p>
<p><b>2 建設企業が担う地域防災力の更なる向上を目指して</b></p> <p><b>【建設企業の適正な評価】</b></p> <p>(1) 広域的な災害支援の評価に「災害時の支援活動」を追加 (総合評価落札方式)</p> <p>(2) 県内建設業者の格付け制度等の見直し</p> <p>(3) 災害時の活動における評価の見直し</p> <p>(4) 格付けにおける優良建設技術者表彰の評価</p> <p>(5) 「入札適正審査部会」の設置</p>	<p>(1) 県外で発生した大規模災害時において、「企業として支援活動に参加した実績」を新たに評価する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相互支援協定に基づく支援活動、被災自治体等の要請に基づく支援活動 過去3か年の実績を評価 [配点：2点]</li> </ul> </p> <p>(2) ① 技術と経営に優れた建設業者を適正に評価するため、 <b>土木一式工事のA等級において格付け点数の下限値を設ける。</b> ※ 平成30年度の格付けから実施、【下限値：720点】 ② 新たな格付け基準として、【解体工事】を設定する。 ※ 平成31年度の格付けから実施</p> <p>(3) 格付けにおいて「災害時の活動」を幅広く評価するとともに、 <b>前年の活動実績を当該年度の格付けにおいて適切に反映するため、2年間の「固定」評価から「中間期の見直し」評価に見直す。</b> ※ 平成29年4月以降の総合評価落札方式における評価は廃止 ※ 平成30年度格付けから見直しを実施</p> <p>(4) 総合評価落札方式のみならず、<b>格付けにおいても、新たに優良建設技術者表彰を加点する。</b> <b>知事表彰 [10点]、部長表彰 [5点]</b> ※ 平成30年度の格付けから実施</p> <p>(5) なお一層の<b>適正な施工確保</b>を図るため、落札決定前に一般競争入札参加資格の設定理由及び経緯等を審議する新たな調査機関「徳島県入札監視委員会入札適正審査部会」を設置する。 ※ 原則、設計金額2億円以上の県発注工事で、有効落札候補者が1者、入札金額が予定価格又は失格基準価格に近似の案件 ※ 平成29年3月1日設置済み</p>	

<p><b>【企業の立場に立った執行】</b></p> <p>(1) 債務負担行為の活用による施工時期の平準化</p> <p>(2) 入札無効事例等の例示</p> <p>(3) ランダム係数等の公表の迅速化</p> <p>(4) 専門工事業者を交えた「四者会議」を実施</p> <p>(5) 年間発注見通しの明確化</p> <p>(6) 最低制限価格等の見直し</p> <p>(7) 設計金額の事後公表の見直し</p>	<p>(1) 債務負担行為の活用により、<b>年間を通した工事発注の平準化と計画的かつ切れ目のない発注</b>を推進するため、複数年の債務負担行為に加え、<b>ゼロ県債の活用</b>を検討する。</p> <p>(2) <b>過去における入札無効等の事例やその項目を作成し例示</b>する。 ※ 電子入札ホームページに掲載</p> <p>(3) 入札参加者への情報提供を一層推進するため、電子入札システムにおいて<b>より早く情報を公表</b>する。 ※ <b>開札時に、「ランダム係数」「くじ番号」「入札書受信日時」を公表</b></p> <p>(4) 基礎杭や大規模仮設等を伴う工事において、工事施行の円滑化と品質確保を目的に、現場施工に熟知した<b>専門工事業者(下請)</b>を含む<b>四者会議</b>を実施する。 ※ 四者 発注者、受注者(元請)、設計者、<b>専門工事業者(下請)</b></p> <p>(5) 企業における「入札参加」や「技術者配置」等の計画策定のため、四半期毎の<b>工事発注見通し</b>において<b>入札方式</b>を明確化する。 ※ 入札・契約方法欄に「総合評価」と「価格競争」を明記 ※ 平成29年度から実施</p> <p>(6) 公共工事の品質確保の観点から、<b>最低制限価格、低入札価格調査基準価格等の算定率を引き上げる</b>。 ※ 4月1日以降の入札公告案件から適用</p> <p>(7) 設計金額2億円未満の工事のうち「見積もりが難しい」工事に加え、<b>多工種である建築一式工事等</b>においても、設計金額を事前公表する。</p>	
<p><b>3 担い手の確保・育成を目指して 〔新3K(カッコイイ・快適な・希望の持てる)建設現場の実現〕</b></p> <p>(1) 「担い手育成の提案」対象工事の拡大（総合評価落札方式）</p> <p>(2) 仮設トイレ洋式化の拡大</p> <p>(3) 「技術者育成型総合評価」の試行件数の拡大（総合評価落札方式）</p>	<p>(1) 入札参加者の「担い手の育成に有効な提案」を評価する対象工事を<b>簡易型A以上(1億円以上)</b>に<b>拡大</b>する。 ※ 工事現場をフィールドに、現場見学会や作業体験等の提案</p> <p>(2) 建設現場における職場環境の改善を推進するため対象工事を<b>設計金額1,000万円以上</b>に拡大する。</p> <p>(3) 「若手」、「U I Jターン」及び「女性」の技術者配置を評価する「技術者育成型総合評価」の<b>試行工事の件数を拡大</b>する。</p>	<p>&lt;現行&gt; ・簡易型B以上(2億円以上)</p> <p>&lt;現行&gt; ・設計金額3,000万円以上</p> <p>&lt;現行&gt; ・平成28年度 試行件数 6件</p>
<p><b>【ワーク・ライフ・バランスの推進】</b></p> <p>(1) 出産・育児等に配慮した技術者評価の実施（総合評価落札方式）</p> <p>(2) 委託業務において「ワーキングマザー・スタンス」を試行</p>	<p>(1) 技術者の工事成績評価における対象期間に、「<b>出産・育児等</b>」による<b>休業期間を加算</b>する。 ※ 例えば、育児休業を1年間取得していた場合は評価対象期間に1年間加算</p> <p>(2) 就労環境の改善を目的に、<b>受発注者間で曜日毎の仕事の進め方を共有</b>する。 ※ 「<b>ウェンズデー・ホーム</b>」の実施(災害関連業務を除く) ※ 「<b>マンデー・ノーペリオド</b>」又は「<b>フライテー・ノーリクエスト</b>」を共有目標に業務を試行</p>	

<p>(3) 「担い手確保モデル工事」及び「工事着手日選択工事」の試行件数の拡大 (総合評価落札方式)</p> <p>(4) 社会保険等未加入業者の一次下請禁止の拡大</p>	<p>(3) 余裕のある契約工期の設定が可能な「担い手確保モデル工事」、「工事着手日選択工事」の試行件数を拡大する。</p> <p>(4) 社会保険等未加入業者との一次下請禁止を<b>全ての県発注工事に拡大する。</b> ・違反者(元請企業)には制裁金、入札参加資格停止、工事成績評点の減点 ※ 平成29年10月から実施</p>	<p>&lt;現行&gt; ・平成28年度 試行件数 14件</p> <p>&lt;現行&gt; ・下請代金総額3,000万円 (建築一式工事の場合4,500万円)</p>
<p><b>4 県内企業の活用推進と負担軽減</b></p> <p><b>【県内企業の活用推進】</b></p> <p>(1) 県内企業への優先発注</p> <p>(2) 県内産資材調達の推進</p> <p>(3) 県内産出の原材料及び技術の優先使用</p> <p><b>【企業の負担軽減】</b></p> <p>(1) 講習会の実施等による支援</p> <p>① 入札等支援 ア 入札等支援講習会の実施</p> <p>② 電子化支援 ア 電子納品の個別相談会等の実施</p> <p>イ 電子入札システムの共同利用の拡大</p> <p>③ 建設業支援 ア 現場代理人等の適切かつ効率的な配置</p> <p>イ 建設業B C Pの認定</p> <p>ウ 入札参加資格審査申請の市町村との共同受付</p>	<p>(1) 平成29年度においても引き続き、県内企業発注率(件数・金額)90%以上を目指す。</p> <p>(2) 平成29年度においても引き続き、県内産資材の原則使用を推進する。</p> <p>(3) 河川産出物の建設資材としての活用等、県内産出の原材料及び技術の優先使用を推進する。</p> <p>① ア 平成29年度においても引き続き、入札参加に必要な見積・総合評価落札方式・施工体制等に関する基礎知識を習得するための講習会を実施する。</p> <p>② ア 平成29年度においても引き続き、電子納品に関する個別相談会等を実施するとともに、習熟度アップにつながる取組を実施する。</p> <p>イ 平成29年度においても引き続き、市町村との電子入札システムの共同利用の拡大を図る。</p> <p>③ ア 建設企業が現場代理人等を適切かつ効果的に配置できるよう「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の周知を図る。</p> <p>イ 平成29年度においても引き続き、建設業B C Pの策定支援及び認定企業に対するフォローアップを実施する。</p> <p>ウ 平成29年度においても引き続き、建設企業の負担軽減と県及び市町村の事務の合理化・効率化を図るため、申請窓口の県への一元化や申請書類の共有化を実施する。</p>	